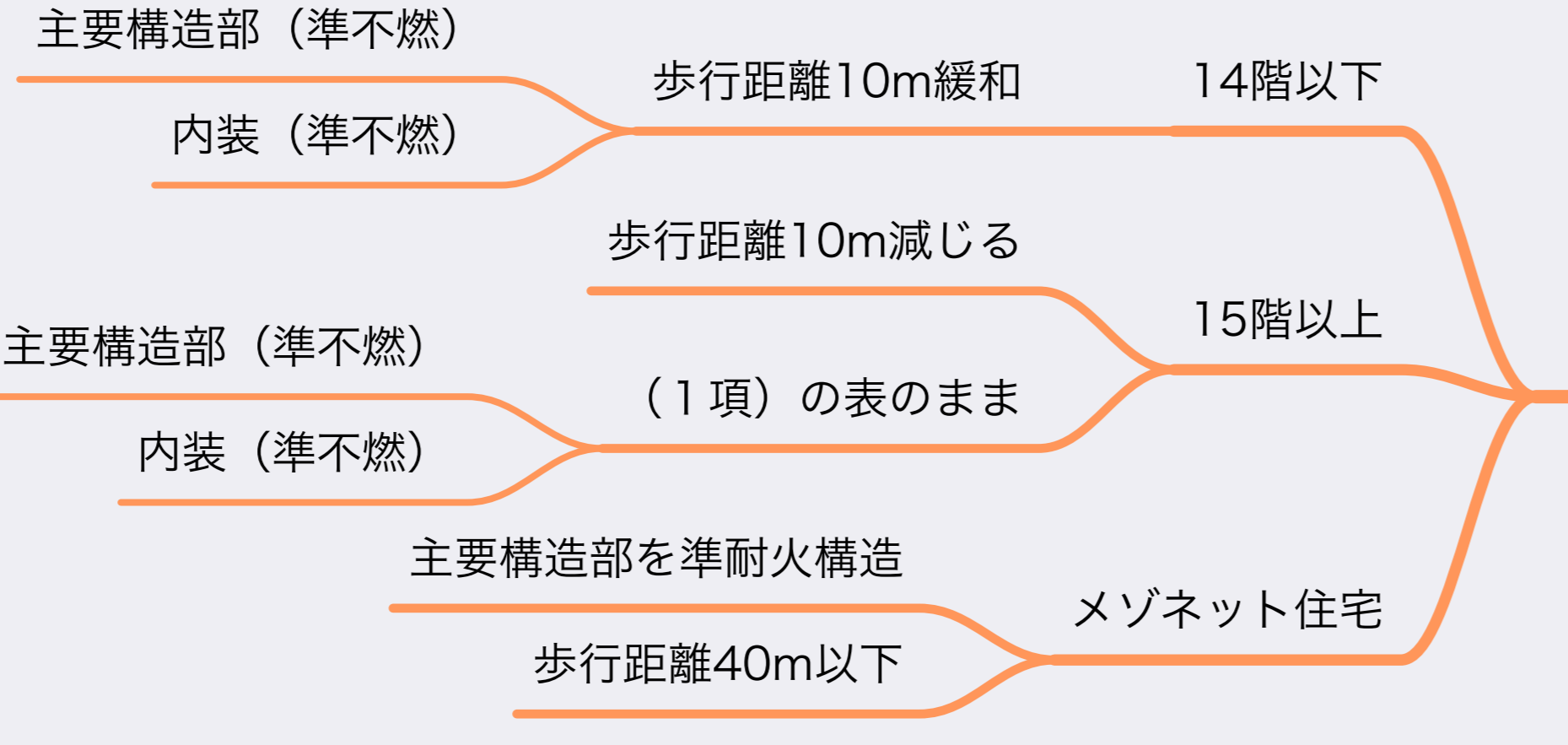


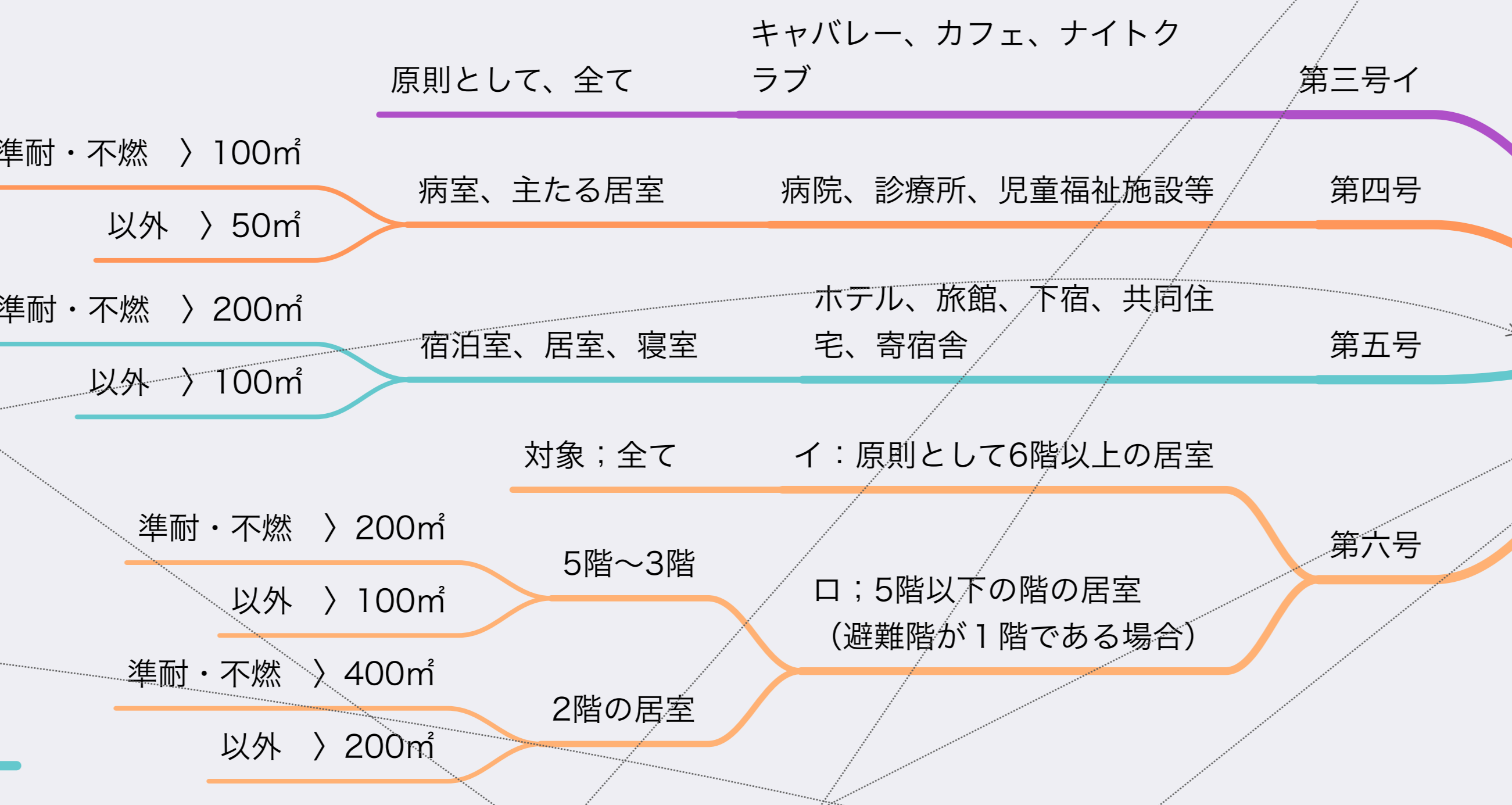
避難規定 廊下、避難階段及び出入口

直通階段までの歩行距離

令120条



令121条



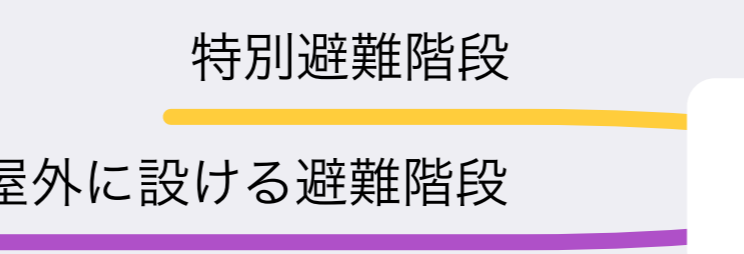
避難階段及び特別避難階段

令122条



避難階段及び特別避難階段の構造

令123条



R4

- (No. 7) 次の建築物のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのホテルで、各階に宿泊室(1室当たりの床面積25m2)が8室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする。)に直通階段を1か所設けた。
 - 主要構造部を耐火構造とした延べ面積1,200m2、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における売場の床面積の合計が450m2のものに直通階段を1か所設けた。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅(住戸の居室以外の居室はないものとする。)で、各階に住戸(各住戸の居室の床面積の合計50m2)が4戸あるものに直通階段を1か所設けた。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての事務所で、各階の居室の床面積の合計が200m2で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設けたものに、避難階段の構造に適合する屋外の直通階段を1か所設けた。

R3

- (No. 8) 各階を物品販売業を営む店舗の用途に供する地上4階建ての建築物(各階の床面積が500m2)の避難階段に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、避難階は1階とし、屋上広場はないものとする。
 - 屋外に設ける避難階段を、その階段に通ずる出入口以外の開口部から2.5mの距離に設けた。 (令123条2項一号)
 - 屋内に設ける避難階段の部分には、排煙設備を設けなかった。 (令126条の2第1項三号)
 - 3階における避難階段の幅の合計を3.0mとした。 (令124条1項一号, 令121条1項二号)
 - 各階から1階に通ずる二つの直通階段を設け、そのうちの一つを、有効な防雨措置を講じた準耐火構造の屋外階段とした。 (令122条2項, 令123条1項七号、2項三号、3項十一号)

R2

- (No. 7) 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上2階建て、延べ面積3,000m2の物品販売業を営む店舗で、各階に売場を有するものにあつては、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。 (令121条1項二号カッコ書)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上15階建ての共同住宅において、15階の居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合、当該居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60m以下としなければならない。 (令120条1項表(2) 法別表第一)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上4階建ての共同住宅において、各階に住戸(1戸当たりの居室の床面積60m2)が4戸ある場合、4階に避難上有効なバルコニーが設けられていても、避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。 (令121条1項五号、2項)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上11階建ての共同住宅におけるメゾネット形式の住戸について、その階数が2であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階においては、その階の居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、40m以下としなければならない。 (令120条1項及び同条4項)

R元

- (No. 8) 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上3階建て、延べ面積3,000m2の飲食店(主たる用途に供する居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの)の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、40mとすることができる。 (令125条1項、令120条1項、2項, 令115条の3第三号 法別表第1(イ)欄(4)項)
 - 地上5階建ての物品販売業を営む店舗(各階の床面積700m2)の避難階においては、屋外への出口の幅の合計を4mとすることができる。 (令125条3項)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての共同住宅で、各階の居室の床面積の合計が180m2であるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。 (令121条1項五号、六号口、2項)
 - 地上5階建ての共同住宅において、2階以上の階にあるバルコニーの周囲には、安全上必要な高さが1.1m以上の手すり壁、さく又は金網を設けなければならない。 (令117条第1項, 令126条第1項)

H30

- (No. 8) 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は地上1階とする。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての共同住宅で、各階に住戸(各住戸の居室の床面積60m2)が4戸あるものは、避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。 (令121条1項五号、2項)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての事務所において、6階の事務室の床面積の合計が300m2であり、かつ、その階に避難上有効なバルコニーを設け、その階に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとした場合には、2以上の直通階段を設けなくてもよい。 (令121条1項六号イ、2項)
 - 床面積の合計が3,000m2の地上5階建ての物品販売業を営む店舗には、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段としなければならない。 (令122条2項)
 - 主要構造部が耐火構造である地上20階建ての共同住宅において、階段室、昇降機の昇降路、廊下等が所定の方法で区画され、各住戸の床面積の合計が200m2(住戸以外は100m2)以内ごとに防火区画されている場合には、15階以上の階に通ずる直通階段は、特別避難階段としなくてもよい。 (令122条第1項ただし書)

H29

- (No. 8) 次の建築物のうち、建築基準法上、2以上の直通階段を設けなければならないものはどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとし、避難階は1階とする。
 - 主要構造部を耐火構造とした地上3階建ての旅館で、各階に宿泊室(床面積30m2)が6室あるもの(2階以上の階には宿泊室以外の居室はないものとする) (令121条1項五号、六号口、2項)
 - 主要構造部が不燃材料で造られた地上2階建ての寄宿舎で、2階における寝室の床面積の合計が150m2、2階における寝室以外の居室の床面積の合計が150m2のもの (令121条1項五号、六号口、2項)
 - 主要構造部を準耐火構造とした、延べ面積1,000m2、地上2階建ての物品販売業を営む店舗で、2階における売場の床面積の合計が500m2のもの (令121条1項二号カッコ書、六号口、2項)
 - 主要構造部を耐火構造とした地上5階建てのナイトクラブの用途に供する建築物で、各階に客席があり、各階の居室の床面積の合計が200m2で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設け、各階から地上に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとしたもの (令121条1項三号、六号口、2項)